

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 3 年 9 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 榮 清安

署名委員 南 和利

## 奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 令和3年9月24日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	9	栄 和正
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
3	肥後 安美	11	中山 芳一
4	榮 清安	12	寺師 清満
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	14	濱手 薫
7	前山 重一郎	15	土浜 良二
8	前田 孝徳	16	野崎 清志

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 政 新一郎 事務局次長 勇 和彦  
住用分室長 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

10月定例会について  
利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第54号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の  
合意解約の決定について
- 議案第55号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の  
決定について
- 議案第56号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の  
決定について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。

なお、本日の総会は新型コロナ感染拡大防止による措置といたしまして、農地利用最適化推進委員の出席は、見合わせていることをご承知おきください。

これから、令和3年第9回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

#### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、4番 榮 委員と5番 南 委員のお二人を指名いたします。

#### 日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第52号から56号までの5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

日程第 3

議案第 5 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請、No. 7 について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

議案第 5 2 号 4 条許可申請について

2 ページをお開き下さい。

NO. 7 になります。申請人が所有する土地は 4 9 5 . 4 4 m<sup>2</sup> であります。一般住宅を建築するための申請でございます。

申請地は、笠利総合支所から南西へ約 3 . 9 km に位置し、申請地は喜瀬集落内の宅地に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

議長

(吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。

5 番

(南委員)

議案第 5 2 号農地法農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請No. 7 の届出人についての調査報告をいたします。

9 月 2 0 日 午後 6 時 2 0 分に本人に確認いたしました。

提出している書類に間違いはないということでした。この土地は本人が相続した土地であり、今回自宅を建築するための申請です。

住宅は 7 番 1 を分筆した 7 番 4 に建設し、残りは物干し場や通路などとして使用する予定だそうです。

南側に実家があり、近隣住民にも自宅建築の説明をし、了承を得ているそうです。

また、被害防除計画書・被害防除に関する誓約書も順守するとのことでした。

届出人の調査において特に気になるようなことは見受けられませんでした。

以上調査報告を終わります。

8 番

(前田委員)

議案第 5 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について報告します。

No. 7 申請人の土地、奄美市笠利町大字喜瀬字里浜 7 番 1 で、4 9 5 . 4 4 m<sup>2</sup>を 9 月 2 0 日(月)午前 9 時 2 0 分に申請人立ち合いの中で申請書についての申請人の確認後に調査しました。

資料からわかります通り雑草が生えている状態であり、事前着工もしてありませんでした。

以上のことから農地より宅地に転用することはやむを得ないと考えます。

委員の皆様のご審議の方よろしく申し上げます。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第 5 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請、No. 7 については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第 4

議案第 5 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請、No. 2 2 について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

議案第 5 3 号 5 条の許可申請について

1 6 ページをお開き下さい。

NO. 2 2 につきましては、渡人の所有する笠利町大字宇宿の土地、6 7 6

m<sup>2</sup>を受人が駐車場として使用するために、売買による所有権移転です。

申請地は、笠利総合支所から東へ約4.2kmの場所に位置し申請地は宇宿集落内に位置する土地であり、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次譲受人、譲渡人、及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告を求めます。

9番 (栄委員)

農地法第5条の規定による許可申請書No.22の渡人、土地、受人についての調査報告を行います。

9月16日(木)17:30頃、申請地にて渡人から話を伺いました。

申請地は道路の西側に位置し、集落に接続する土地でした。7年前までサトウキビを栽培したそうですが、その後は何も栽培する事ができなかったそうです。

現在は雑草に覆われていました。

地番、対価等、申請通り、間違いありませんので、よろしく願いいたしますとの事でした。

9月18(土)7:45頃、受人と電話で話を伺いました。

駐車場とコンテナ倉庫を設置しますとの事でした。申請通り、間違いありませんので宜しく願い致しますとの事でした。

以上報告いたします。

事務局 (竹田分室長)

第5条の規定による許可申請No.22の譲受人に9月22日(水)8時30分に電話にて申請内容の確認を行いました。

申請内容につきましても転用の目的や地番、面積、土地の所得金額等に確認を行いました。

申請内容については間違いのないとの事で確認が取れました。

委員の皆様のご審議よろしく願いします。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第53号農地法第5条の規定による許可申請、No.22について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第5

議案第54号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(政局長)

(事務局の朗読及び説明)

解約の理由といたしましては、奄美市所有管理する就農促進ハウスを新規就農者へ新しく貸し出しする為であります。

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第54号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については審議の結果、これを認めることに決定し、その旨

を市長に通知いたします。

日程第6

議案第55号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（政局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

議長

（吉会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第55号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議案第56号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（政局長）

（事務局の朗読及び説明）

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第56号奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和 3年 9月 24日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員 榮 清安

署名委員 南 和利

作成者 政 新一郎